

平成 15 年 11 月 11 日

西東京市長  
保 谷 高 範 殿

西東京市子ども福祉審議会  
会長 森 田 明 美

### 保育所保育料の見直しについて（答申）

平成 15 年 5 月 8 日付、15 西児子第 224 号を以って、「保育所保育料の見直し」に係わる諮問を受けた。当審議会は、諮問事項について、資料の提出と説明を求めるとともに、臨時委員として利用者代表の方にも審議にご参加をいただきながら、慎重に審議を重ねてきた結果、委員全員の合意を以って成案を得たので、下記のとおり答申する。

### 記

#### 答申本文

#### 1 保育料の見直しについて

保育所の児童保育料は、別紙基準額表のとおり国基準徴収額の 50% を目途とする改定が妥当である。

ただし、昨今の経済状況等を勘案して、同改定は、2 ヶ年をかけて段階的に行なうものとする。

なお、基準表作成の指針は、次のとおりとする。

- (1) 基準表における階層区分及び階層数  
住民税・所得税による現行基準による。
- (2) B 階層（住民税非課税世帯、ただし、ひとり親家庭を除く）にも一定の負担をしてもらうことが必要である。
- (3) 応益負担と応能負担の観点から、国基準の概ね「20% から 60%」の範囲で、各階層に傾斜を掛けて行くとともに、可能な限り、各階層とも「なだらかな」傾斜率となるようにする。
- (4) 第 2 子以降の減免率については、保護者負担軽減の観点から、第 2 子 50%、第 3 子以降 90% とする。

## 2 延長保育料及び一時保育料・緊急一時保育料について

同一の「時間単価」を基準値とした料金体系とする。その単価はこれまでの料金をもとに、おおよその時間単価に換算したものとする。

### (1) 延長保育料

1時間の時間単価を300円とし、利用時間（利用日数）に照応した料金体系とする。

### (2) 一時保育料

1. 4時間以内 1,200円、4時間以上 2,400円とする。

2. おやつ代及び食事代は、現行どおりとする。

（おやつ代 150円、食事代 200円）

### (3) 緊急一時保育料

一時保育料と同額とする。

## 保育料に係わる審議経過

### 1 基本的な認識として

(1) 近年、子どもや家庭を取り巻く環境は、大きく変化している。核家族化や女性の社会進出が進む一方、家庭での養育力の弱体化が指摘されている。保護者の就労の有無や就労の形態にかかわらず、親たちは子育てに悩み、負担や不安を抱いている。こうした課題を解決するためには、子育てを社会全体で支援する仕組みや親子が触れ合う時間が充分取れるような仕組み作りが必要となっている。

(2) 保育サービスは、従来の経済的な支援や養育困難家庭への支援に重きを置いた「措置的性格を持つ福祉的なサービスから、誰もが利用する普遍的な社会サービスとして一般化するとともに、そのニーズも多様化している。

また、就労家庭だけでなく、在宅子育て家庭においても、一時保育や幼稚園の預かり保育等の需要が高まり、「保育に欠ける」という従来の観点だけでなく、保育を必要としている子どもや家庭を対象にした子育て支援サービス全体としての観点から保育サービスをとらえる必要が高まっている。

(3) 保育サービスにおける公費負担のあり方（保育料の利用者負担のあり方）は、保育サービスを含めた子育て支援全体の施策に対して、限られた財源と人員をいかに効果的に配分していくか、という視点で子育て家庭間の受益と負担の公平性を考慮しながら検討する必要がある。

(4) 法上の保育料は、平成9年度の児童福祉法の改正で、それまでの応能負担の考え方から、家計への影響も考慮しつつ、児童の年齢等に応じた保育

サービスの費用に基づく応益負担の考え方に改められ、現在の国の徴収基準は、この考え方に基づく方向で、所得ごとに7段階に定められている。

## 2 西東京市における保育サービスの現状

本市には22の認可保育園があり、このうち17園が公立保育園で5園が私立保育園である。平成15年4月1日現在の保育園の入所者数は2,133人で、児童人口(0歳~5歳)の約22.5%となっている。

本市における保育所運営に要する経費は、平成14年度決算(見込み)では総額3,669,566千円である。その内訳については、市の負担額が2,175,884千円(59.3%)、東京都の負担額が716,511千円(19.5%)、国の負担額が405,906千円(11.1%)、保護者負担額が343,407千円(9.3%)、管外受託事業・雑入が27,858千円(0.8%)となっている。

また、保護者が負担している保育料の総額は、国基準徴収額の39.8%となっている。

## 3 保育運営費の構造

1. 保育所の運営費は、一定の負担割合による国・都・区市町村の負担と、利用者が負担する保育料からなっている。
2. しかし、現状は、この他に、都と区市町村が0歳児保育、延長保育、障害児保育、一時保育等、加算・上積みをし、運営がされている。

いわゆる「国基準徴収額」は、国と市町村間の国庫負担金に関する精算基準であるが、全体の保育費用(上記)の二分の一は公費で、その公費部分の二分の一を国が負担する、という考え方であり、全体の保育費用の二分の一は、保育料という形での利用者負担が想定されていることになる。

しかし、実際の保育料の徴収は、区市町村が、地域の事情により定めることが法の趣旨であり、様々な料金体系が存在をすることになり、国基準の100%を徴収している自治体はなく、ほとんどの自治体が、国基準徴収額以下であり、結果、国基準徴収額(100%徴収額)と実際の徴収額との間には差額が生じている。

## 4 保育料の考え方

### (1) 旧市の考え方

旧両市とも、保育料については、国基準の50%を目途にした料金設定がされていたが、合併時に、個々の階層全てについて「低い料金を」という観点による徴収基準表作成の過程で、国基準の50%を目途に作成されて

いた両市の料金体系が崩れたという経緯の中に現況がある。

ちなみに、国基準に対する徴収割合は、平成 10 年度においては、保谷市 49.3%、田無市 49.6%、平成 11 年度においては、保谷市 49.7%、田無市 49.9%の数値が残されている。平成 12 年度は、所得税の定率減税の影響で、44.5%となり、平成 13 年度は、合併による料金体系の見直しにより 40.3%になり、平成 14 年度が 39.8%、平成 15 年度は 42.3%と見込まれ、国基準に対する徴収割合が減った分だけ市の負担分が増加し、市財政を圧迫する結果となっている。このため、保育料の見直しが必要となった。

## (2) 国の徴収基準を用いることの妥当性

保育料は、法的には「保育所という公の施設に係わる使用料」である。

しかし、体育施設や文化交流施設の場合と異なり、物的な施設・設備を使用するというより、保育士を中心とした人的資源によるサービスを受取る、というものであり、運営費中に占める人件費の比率が大きいことが特徴である。

人件費は、職員の年齢層や自治体の給与体系により異なり、一般的に年齢層が高くなれば、コストは高くなることになる。しかし、そうした実際の運営費と保育料を直接的にリンクすることは妥当性を欠くことわざるを得ない。極端な例だが、A市の施設長の給与が高いからA市の保育料が高くなるというような保育料のあり方は説得力がない。その意味で、保育所運営に係る経費の一定の基準を想定し、それを基準に保育料は設定されるべきものである。

何を基準とするか？難しい課題である。しかし、ほとんどの自治体が「国基準を基に、基準の〇〇%」というような考え方をとっている現状がある。

1. この国基準の考え方は、必要経費としての地域別保育単価が設定されたうえで、個々の家庭の所得税・住民税の課税状況等を基に保育料の階層区分の認定が行なわれることから、A市に住もうが、B市に住もうが、同様な施設で同様なサービスに対する対価は同レベルになる(べき)という構造であり、受益者の視点からみても妥当性が高い基準との認識で一致した。
2. また、国は、この徴収基準額を徴収されてしかるべき金額として、実際に徴収されたかどうかとは関わりなく自治体に対する負担額を決めているから、自治体が一部しか徴収しなかった場合には国の徴収基準額との差額は自治体負担となる。そこで、国の徴収基準額のうちいくらを徴収し、いくらを自らの負担とするかは自治体の財政事情と社会福祉政策との兼ね合いにより決まることになる。このように、国の徴収基準は、

自治体との負担金精算基準ではあるが、自治体が徴収してしかるべき額として算定されたものであることから、自治体が保育料の額を決定するにあたってこれを参考にすることは妥当性を持つものと判断した。

ほとんどの自治体が国の徴収基準額の % という方針を採用しているのも同じ理由と思われる。

### (3) 徴収割合の目途

1. 「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針」によれば、保育所は「選択的サービス」(生活や余暇をより快適で潤いのあるものとし、特定市民に利益を供するサービス)で、かつ非市場的サービスとして分類され、その負担割合は、「公費と受益者の負担を概ね半々とすべきもの」として位置付けられている。
2. 多摩 26 市中 23 市が国基準を基本に保育料を設定しており、このうち 18 市が 50% を目途としている。
3. 合併直前の旧保谷市、旧田無市は、ともに、国基準 50% の徴収基準が設定されていた。

以上の観点から、旧両市が共有していた国基準 50% を基準として、西東京市の料金体系を立て直すことが妥当であるとの認識で一致した。

## 5 料金体系表作成指針について

同一サービスに対しては、同一料金という原則論に基づき全ての階層を国基準の 50% とすると、元々可処分所得が少ない低所得者層の負担増が大きすぎることになる。一方、この層の徴収基準の低減は、高所得者層が 50% 以上の負担となる料金体系にならざるを得ないが、できるだけ、こうしたことによる不公平感にも配慮しなくてはならない。

こうした観点から、

1. これまでは徴収していなかった B 階層(住民税非課税世帯、ただし、ひとり親家庭を除く)にも一定の負担をしてもらうとともに、これまで徴収率が非常に低かった C 階層の徴収割合を上げて 50% に近づける。
2. 第 2 子以降の減免については、合併時に旧両市のうち、減免「額」の大きい方を適用した経緯があるが、改めて、減免「率」として見直す必要がある。減免率は、国基準における減免率を基に、同一世帯から 2 人以上入所している家庭の負担を軽減し、少子化対策を進める観点から、階層区分の如何に拘わらず、第 2 子 50%、第 3 子 90% とする。

等の方針が確認された。

また、保育料徴収表に係わる保育児童の年齢区分については、現行規則では、満年齢により行なうことになっている。しかし、現実には、年度途中で

誕生日を迎えても、上の年齢のクラスへの編入が行なわれるわけではなく、同一の保育環境の中で保育が継続されることになる。こうした実態に合わせて、同年齢区分については、年度当初の年齢を以って、当該年度の年齢とすることが望ましいとの認識で一致をみた。

## 6 経過措置について

当審議会では、保育料のあり方及び保育料設定に当たっての基準のあり方や妥当性等の審議に多くの時間を費やしてきた。「1 基本的な認識として」で述べた観点から、西東京市の現状と展望を考察した時、保育料の改定は避けて通れないことであるとの結論に至った。

改定の時期については、行政当局が判断をされることからである、との認識をもつものであるが、最近の経済情勢を考慮して、2カ年をかけ段階的に実施されることを、強く要請しておきたい。

### 延長保育料及び一時保育料と緊急一時保育料について

- (1) 延長保育料、一時保育料、緊急一時保育料の現在の料金設定は、各々、異なった料金設定がされている。預ける保護者側の理由は、それぞれ、異なっているが、保育園で行なう同内容の保育サービスという観点から、「時間」を単位とした同一料金を基準値とする。
- (2) 1時間単価は、人件費等の運営に要する経費や他市との均衡等を考慮し、300円とする。
  1. 延長保育料  
現在の延長保育料は、1日(1時間)500円で、月のうち何回利用しても上限2,500円という料金設定であるが、応益負担という観点から、上限を設定せず時間単価に利用時間を乗じた額を徴収すべきである。
  2. 一時保育料  
ア、一時保育は1時間単位の利用は難しいことから、現行どおり4時間以内と4時間超で区分し、料金は4時間以内を1,200円、4時間超を2,400円とする。  
イ、おやつ代及び食事代は現行どおりとする。  
(おやつ代 150円、食事代 200円)
  3. 緊急一時保育料  
一時保育とサービス内容が同じであることから、一時保育料と同じ料金体系にする。(おやつ代及び食事代も徴収すべきである。)

保育所保育料徴収基準額改定試算(対国基準50%、ひとり親世帯を除くB階層徴収、第2子は基本額の50%減額した場合)

基本額

階層区分		3歳未満						3歳以上						
		現行	間差	改定案	間差	引上額	引上率	現行	間差	改定案	間差	引上額	引上率	
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
B	前年度分の	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	市町村民税	0	0	2,100	2,100	2,100	皆増	0	0	1,400	1,400	1,400	皆増	
C1	が次の区分	2,000	2,000	5,000	2,900	3,000	3	1,300	1,300	4,000	2,600	2,700	3	
C2	に該当する	2,600	600	6,000	1,000	3,400	2	1,800	500	5,000	1,000	3,200	3	
C3	世帯	3,000	400	7,000	1,000	4,000	2	2,500	700	6,000	1,000	3,500	2	
D1	A階層を除 き前年分の 所得税が次 の区分に該 当するもの	3,000未満	5,200	2,200	9,000	2,000	3,800	2	3,900	1,400	7,500	1,500	3,600	2
D2		3,000以上15,000未満	6,800	1,600	11,500	2,500	4,700	2	4,900	1,000	9,000	1,500	4,100	2
D3		15,000以上30,000未満	8,500	1,700	14,500	3,000	6,000	2	5,900	1,000	11,000	2,000	5,100	2
D4		30,000以上60,000未満	10,400	1,900	17,500	3,000	7,100	2	7,300	1,400	13,000	2,000	5,700	2
D5		60,000以上90,000未満	13,500	3,100	21,000	3,500	7,500	2	8,700	1,400	15,000	2,000	6,300	2
D6		90,000以上150,000未満	16,700	3,200	24,500	3,500	7,800	1	10,300	1,600	17,000	2,000	6,700	2
D7		150,000以上210,000未満	23,500	6,800	28,000	3,500	4,500	1	13,700	3,400	18,500	1,500	4,800	1
D8		210,000以上300,000未満	30,300	6,800	31,500	3,500	1,200	1	17,200	3,500	20,000	1,500	2,800	1
D9		300,000以上400,000未満	36,100	5,800	35,500	4,000	-600	1	20,400	3,200	21,000	1,000	600	1
D10		400,000以上500,000未満	40,500	4,400	39,500	4,000	-1,000	1	22,300	1,900	22,000	1,000	-300	1
D11		500,000以上620,000未満	43,500	3,000	43,000	3,500	-500	1	23,000	700	23,000	1,000	0	1
D12		620,000以上	44,900	1,400	46,000	3,000	1,100	1	23,800	800	24,000	1,000	200	1

第2子

階層区分		3歳未満						3歳以上						
		現行	間差	改定案	間差	引上額	引上率	現行	間差	改定案	間差	引上額	引上率	
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
B	前年度分の	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	市町村民税	0	0	1,100	1,100	1,100	皆増	0	0	700	700	700	皆増	
C1	が次の区分	1,000	1,000	2,500	1,400	1,500	3	600	600	2,000	1,300	1,400	3	
C2	に該当する	1,300	300	3,000	500	1,700	2	900	300	2,500	500	1,600	3	
C3	世帯	1,500	200	3,500	500	2,000	2	1,200	300	3,000	500	1,800	3	
D1	A階層を除 き前年分の 所得税が次 の区分に該 当するもの	3,000未満	2,900	1,400	4,500	1,000	1,600	2	2,100	900	3,800	800	1,700	2
D2		3,000以上15,000未満	3,700	800	5,800	1,300	2,100	2	2,700	600	4,500	700	1,800	2
D3		15,000以上30,000未満	4,700	1,000	7,300	1,500	2,600	2	3,300	600	5,500	1,000	2,200	2
D4		30,000以上60,000未満	5,700	1,000	8,800	1,500	3,100	2	4,000	700	6,500	1,000	2,500	2
D5		60,000以上90,000未満	7,400	1,700	10,500	1,700	3,100	1	4,700	700	7,500	1,000	2,800	2
D6		90,000以上150,000未満	9,100	1,700	12,300	1,800	3,200	1	5,600	900	8,500	1,000	2,900	2
D7		150,000以上210,000未満	12,900	3,800	14,000	1,700	1,100	1	7,400	1,800	9,300	800	1,900	1
D8		210,000以上300,000未満	16,500	3,600	15,800	1,800	-700	1	9,400	2,000	10,000	700	600	1
D9		300,000以上400,000未満	19,700	3,200	17,800	2,000	-1,900	1	11,200	1,800	10,500	500	-700	1
D10		400,000以上500,000未満	22,300	2,600	19,800	2,000	-2,500	1	13,000	1,800	11,000	500	-2,000	1
D11		500,000以上620,000未満	24,200	1,900	21,500	1,700	-2,700	1	14,700	1,700	11,500	500	-3,200	1
D12		620,000以上	25,200	1,000	23,000	1,500	-2,200	1	16,100	1,400	12,000	500	-4,100	1

※第3子以降は基本額の90%減額(100円未満切り上げ。減額後、最低保育料(700円)以下になる場合は最低保育料。)